

三富地域農業活性化対策事業費補助金交付要綱

令和元年7月10日決裁

令和4年11月22日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、三富地域農業振興協議会（以下「協議会」という。）が実施する三富地域農業活性化対策事業実施要領（令和元年7月10日決裁。以下「要領」という。）に基づく事業の経費について、予算の範囲内において協議会に補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率（額）は、別表のとおりとし、交付の対象となる期間は、補助金の交付の決定があった年度の4月1日から完了の日までとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が毎会計年度定め、協議会に対して通知するものとする。

3 協議会は、1の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(添付書類)

第4条 規則第4条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の知事の承認を要する重要変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の承認手続)

第7条 協議会は、知事の附した条件により知事の承認を受けようとするときは、様式第3号の変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 協議会は、知事の要求があった時は、補助事業の遂行の状況について、当該要求にかかわる事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の廃止又は事業年度

完了の場合を含む。)の日までとする。

- 3 第3の3のただし書に該当した場合で、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかなきは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の規定による補助金交付額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第11条 協議会は、第9条に定める報告書を提出した後において、消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、その金額(実績報告において第9条の3により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(概算払)

第12条 協議会は、補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する請求書の提出があり、補助対象事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。

(書類の整備等)

第13条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出等)

第14条 規則に基づき知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い「三富地域農業振興対策事業費補助金交付要綱(平成28年4月21日決裁)」については廃止する。ただし、この要綱に基づき実施した事業に係る事務については、なお、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は令和4年11月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にされている規則第4条第1項の申請については、なお従前の例による。

別表（第2条、第5条関係）

経 費	補助率	知事の承認を要する重要変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 協働・交流促進事業 要領別表1の取組に要する経費 2 平地林保全・活用促進事業 要領別表2の取組に要する経費 3 三富農産物ブランド化事業 要領別表3の取組に要する経費 ただし、協議会が生産者グループ等の活動を支援する経費は、次の範囲とする。 事業費：1団体当たり100千円以内 対象数：5団体以内	1 / 2 以内	経費の欄に掲げる項目ごとに事業費の30%を超える増減	事業内容の新設又は廃止

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____

（あて先）

埼玉県知事

三富地域農業振興協議会
会長 氏 名

令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金交付申請書

下記により、令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 協働・交流促進事業

項 目	実 施 内 容

(2) 平地林保全・活用促進事業

項 目	実 施 内 容

(3) 三富農産物ブランド化事業

ア 協議会事業

項 目	実 施 内 容

イ 農家等の活動への支援

団 体 名	実 施 内 容

4 経費の配分

区 分	総事業費	負担区分	
		県補助金	その他
(1) 協働・交流促進事業			
(2) 平地林保全・活用促進事業			
(3) 三富農産物ブランド化事業			
合 計			

5 事業完了予定年月日（完了年月日）

令和 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

三富地域農業振興協議会 様

埼玉県知事

令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法

3 交付条件

- (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、三富地域農業活性化対策事業実施要領（令和元年7月10日決裁）及び三富地域農業活性化対策事業費補助金交付要綱（令和元年7月10日決裁。以下「交付要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 交付要綱第5条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示に従わなければならない。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、当該補助事業によって取得又は増加した財産について、適正に管理運営しなければならない。
- (6) 前号の財産（一件当たり50万円未満の機械及び器具を除く。）について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められた財産については、省令で定められている耐用年数に相当する期間（ただし、省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）内に知事の承認を受けず、当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (7) 前号の承認を得て処分したことにより収入があった時は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、実績報告に際し、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (9) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

三富地域農業振興協議会
会長 氏 名

令和 年度三富地域農業活性化対策事業変更（中止、廃止）承認申請書
令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度
三富地域農業活性化対策事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けた
いので申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更の内容

（以下、様式第1号の記に準じて記載し、変更部分は2段書きとし、変更前を上段に括弧書きする。）

様式第4号（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

三富地域農業振興協議会
会長 氏 名

令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度三富地域農業活性化対策事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注）様式第1号の記に準じて記入する。

様式第5号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

三富地域農業振興協議会 様

埼玉県知事

令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき金 円に確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定により、通知します。

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

三富地域農業振興協議会
会長 氏 名

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金について、三富地域農業活性化対策事業費補助金交付要綱（令和元年7月10日決裁）第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 三富地域農業活性化対策事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づく確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：参考となる資料を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

三富地域農業振興協議会
会長 氏 名

令和 年度三富地域農業活性化対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度三富地域農業活性化対策事業について、下記のとおり補助金の概算払を受けたいので、三富地域農業活性化対策事業費補助金交付要綱（令和元年7月10日決裁）第12条の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

2 振込先

口座名義人(フリガナ)	
金融機関・支店名	
預金の種類	当座 ・ 普通
口座番号	